

含む)を利用する際の居住費・食費について、低所得者の方に自己負担の限度額を設けています。

○利用者負担助成制度

市では、居宅介護サービスを利用している低所得者の経済的負担を軽減することを目的に、利用者負担の助成を行っています。

○支給限度額上乘せ助成制度

区分支給限度基準額を超えて、居宅サービスを利用した場合の超過分は自己負担となりますが、市では、申請により超過利用分の一部を助成しています。

※社会福祉法人等のサービスを利用する方の負担軽減制度などもあります。

**介護保険以外の
高齢者福祉サービス**

(1)生活援助サービス

介護保険に該当しないが虚弱等で支援が必要な方に、ホームヘルパーを派遣します。サービス内容 買い物、調理掃除等

利用時間 1日90分以内で週2回まで

(2)緊急時通報システム

自宅で病気やケガなど緊急事態が発生した場合に、民間の緊急通報センターに24時

間通報できます。

(3)配食サービス

日常的に調理が困難な方の自宅に栄養のバランスを考えた弁当(昼食)をお届けします。

・週6回以内(月々土曜日)

(4)県社協「あんしんサポート
ねっと」利用料の助成

社会福祉協議会の生活支援員が行う金銭管理等のサービス利用料の一部を助成します。

(5)いきいきデイサービス

家に閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、介護予防のため、健康チェック・体操・給食・趣味活動等を週1回行います。

【実施会場】

久喜地区 10会場

菫蒲地区 4会場

栗橋地区 3会場

鷲宮地区 5会場

※菫蒲地区では1会場増える予定です。

※会場の詳しい場所や開催日は、お問い合わせください。

(6)高齢者日常生活用具購入
費助成

一人暮らしの市民税非課税世帯の方が、電磁調理器・火災警報器・自動消火器を購入した場合にその費用の一部を

助成します。

(7)寝具乾燥消毒等サービス

寝具の衛生管理のため、乾燥消毒や水洗いを専門業者が行います。

・乾燥消毒 月1回
・水洗い 年2回

(8)訪問理容サービス

寝たきりの方の自宅に理容師が訪問して調髪等を行います。

利用回数 年4回まで

(9)家族介護用品支給

市民税非課税世帯の要介護3・4・5の方を介護する家庭に、介護用品(月額6300円以内)を支給します。

支給品 紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー・シート

(10)徘徊高齢者・障がい者探索
システム

徘徊行動のある認知症高齢者の方の行方が分からなくなった場合に、本人が身に付けた携帯端末機により情報センターが居場所を特定して、家族に知らせるとともに、緊急対応員が急行し一時保護します。

※これらの福祉サービスを利用する場合は、年齢要件や利用料等をご確認ください。

**地域包括支援センターへ
ご相談ください**

地域包括支援センターは、高齢者の相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関です。

保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士等が、互いに連携しながら支援を行っています。お住まいの地区の支援センターにお気軽にご相談ください。

問合せ 介護福祉課地域包括支援係(内線3271)

【こんなときに
お役に立ちます】

【相談窓口】

(1)総合相談

○医療や生活に関すること

○地域に住む一人暮らしの高齢者の生活についての心配ごと など

(2)権利擁護

○成年後見制度の活用

○悪質な訪問販売によるトラブル・高齢者虐待に関すること など

(3)介護予防ケアマネジメント

○要支援1・2の方の介護予防ケアプランの作成 など

(4)包括的・継続的ケアマネジメント

○地域のケアマネジャーへの支援・指導

○さまざまな関係機関とのネットワーク作りなど

・久喜西地区
久喜中央地域包括支援センター(介護福祉課内 内線3272)

・久喜東地区
久喜東地域包括支援センター(久喜市社会福祉協議会内 ☎23・8845)

・菫蒲地区
菫蒲地域包括支援センター(菫蒲総合支所福祉課内)

・栗橋地区
栗橋地域包括支援センター(栗橋総合支所福祉課内 内線234)

・鷲宮地区
鷲宮地域包括支援センター(鷲宮総合支所福祉課内 内線170)